

令和6年第8回会津若松市農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和6年8月21日（水）午後1時30分

2 場 所 会津若松市河東支所2階大会議室

3 委 員 農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也			18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 1名

17番委員	手代木 久司				

欠席した農地利用最適化推進委員 なし

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎	主事	渡部 由華子		

議長（会長）	只今より、令和6年第8回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。
議長（会長）	本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。
議長（会長）	次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員9番 多田 善信 委員、同じく10番 室野井 建一 委員、以上 2名の方をご指名申し上げます。
議長（会長）	それでは議事に入ります。
議長（会長）	はじめに、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について であります すが、私が農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定される「議事参与の制限」に該当し、除斥されることから、議長を佐々木 隆夫 会長職務代理者に交代いたします。 （※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席） 農業委員 渡部 政美 委員 （※佐々木 隆夫 会長職務代理者 議長席へ）
議長（会長職務代理者）	それでは、暫し議長を努めさせていただきます。 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長職務代理者）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、門田班担当委員より1番から2番について報告願います。
（農業委員7番） 庄司 遼 委員	議案第33号の1番から2番について、農業委員7番 庄司 遼より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 1番の案件につきましては親族間での農地の所有権の移転を許可しようとするもので、2番の案件につきましては認定農業者に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、8月16日午後5時より、担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長職務代理者）	門田班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長職務代理者）	それではお諮りいたします。議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長職務代理者）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。 それでは、議長の任を渡部会長にお返しいたします。

	(※退席していた渡部会長 入室の上 議長席へ)
議長 (会長)	それでは引き続き議長の任を努めさせていただきます。 次に、議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 3 ページをお開きください。 議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長 (会長)	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、担当委員等の調査報告を求めます。 まず、湊班担当委員より報告をお願いします。
(農業委員 10 番) 室野井 建一 委員	農業委員 10 番 室野井 建一より、議案第 34 号について、ご報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、農業用施設を整備するものであります。 農地区分については、第 1 種農地ではありますが、「農業用施設事業」に該当することから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、8 月 19 日午前 10 時 30 分から、農地部より折笠部長、渡部副部長、古川委員の 3 名の他、地区委員 3 名、事務局 1 名の計 7 名で実施したものであります。 本件については、農振法、都市計画法は手続き不要、土地改良区は区域外であり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。
議長 (会長)	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。
(農地部長) 折笠 康裕 委員	農地部で調査を行った結果、何ら異議がないことをご報告いたします。
議長 (会長)	湊班担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 (なし の声あり)
議長 (会長)	それではお諮りいたします。議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
議長 (会長)	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。
議長 (会長)	次に、議案第 35 号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。 (※関係する議案により退席) 農地利用最適化推進委員 島影 盛継 委員
議長 (会長)	はじめに、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 5 ページをお開きください。 議案第 35 号 農用地利用集積計画の決定について であります。 この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。説明は以上です。
議長 (会長)	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より 1 番から 11 番について報告願います。
(農業委員 10 番) 佐野 和枝 委員	農業委員 10 番 佐野 和枝より利用権設定の 1 番から 11 番について、ご報告いたします。 なお、6 番の案件につきましては一箕地内の農地を含んでおりますが、面積が多い南四合・町北班より報告いたします。

議長（会長） （農業委員 4 番） 春日部 一視 委員	1 番から 11 番の案件につきましては、個人で従来より適正に利用されてきた農地について、経営を個人から法人に移行するための利用権設定であり、農業を営む法人に対する農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 なお、この法人につきましては、先月 7 月 26 日の農業経営改善計画認定審査会にて個人から法人に移行する計画が認定となっていることを申し添えます。 8 月 16 日午前 9 時 30 分より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員 3 番） 古川 正俊 委員	次に、高野班担当委員より 12 番について報告願います。 農業委員 4 番 春日部 一視より、利用権設定の 12 番について、ご報告いたします。 この案件につきましては認定農業者に対する利用権設定であり、8 月 16 日午前 9 時より担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長） （農業委員 7 番） 庄司 遼 委員	次に、神指班担当委員より 13 番から 16 番について報告願います。 農業委員 3 番 古川 正俊より、利用権設定の 13 番から 16 番について、ご報告いたします。 なお、13 番から 15 番の案件につきましては、高野地内の農地を含んでおりますが、面積が多いことなどを踏まえ、神指班より報告するものです。 13 番から 15 番の案件につきましては、個人の認定農業者が「従来より適正に利用してきた農地」について、その経営を法人へ移行するために農地中間管理事業を活用した利用権設定であり、この法人につきましては、7 月 26 日に開催された農業経営改善計画認定審査会にて、「個人から法人へ移行する計画」が認定となっております。 16 番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 申し出の内容につきましては、8 月 7 日午前 10 時及び 8 月 10 日午前 10 時より、担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。報告は以上です。
議長（会長） （農業委員 5 番） 荒井 重隆 委員	次に、門田班担当委員より 17 番から 19 番について報告願います。 農業委員 7 番 庄司 遼より利用権設定の 17 番から 19 番について、ご報告いたします。 17 番から 18 番の案件につきましては、農家に対する利用権設定で、19 番の案件につきましては、経営移譲年金受給継続のための利用権設定です。8 月 16 日午後 6 時より、担当委員 4 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （推進委員 4 番） 長谷川 幸栄 委員	次に、荒井班担当委員より 20 番について報告願います。 農業委員 5 番 荒井 重隆より利用権設定の 20 番について、ご報告いたします。 この案件については農家間における利用権設定であり、8 月 15 日正午より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （推進委員 1 番） 梶内 徳仁 委員	次に、川南班担当委員より 21 番から 22 番について報告願います。 推進委員 4 番 長谷川 幸栄より利用権設定の 21 番から 22 番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては農家間における利用権設定であり、8 月 13 日午後 7 時より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （推進委員 10 番） 高橋 一浩 委員	次に、八田班担当委員より 23 番について報告願います。 推進委員 1 番 梶内 徳仁より利用権設定の 23 番について、ご報告いたします。 23 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、8 月 17 日午前 9 時より、担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	最後に、堂島班担当委員より 24 番から 36 番について報告願います。
（推進委員 10 番） 高橋 一浩 委員	推進委員 10 番 高橋 一浩より利用権設定の 24 番から 36 番の案件について、ご報告いたします。 24 番から 25 番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定で

	す。 また、26 番から 36 番の案件につきましては、個人（認定農業者）で従来より適正に利用されてきた農地について、経営を個人から法人に移行するための利用権設定であり、農業を営む法人に対する農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 なお、この法人につきましては、先月 7 月 26 日の農業経営改善計画認定審査会にて個人から法人に移行する計画が認定となっていることを申し添えます。 申請内容につきましては、8 月 13 日午後 3 時より、担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 35 号 農用地利用集積計画について は、これを原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 35 号 農用地利用集積計画について は、原案のとおり決せられました。 （※退席していた島影 盛継 委員 入室の上 着席）
議長（会長）	次に、議案第 36 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の 8 ページをお開きください。 議案第 36 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について であります。 この案件は、相続税の納税猶予の特例を適用している者が、引き続き、特例の適用を継続するためには、過去 3 年間に於いて農地を農地として適切に管理していることが要件とされており、その証明書の交付の可否についてご審議いただくものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、神指班担当委員の調査報告を求めます。
（農業委員 3 番） 古川 正俊 委員	議案第 36 号について、農業委員 3 番 古川 正俊より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、相続税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明となります。 調査月日は、8 月 7 日午前 10 時 30 分より、担当委員 2 名が申請書記載内容について確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認し、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	神指班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 36 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を交付することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 36 号については、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を交付することと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第 37 号 現況確認証明について を議題とし、事務局の説明を求めます。

農業委員会事務局	議案書の9ページをご覧ください。 議案第37号 現況確認証明について であります。 この案件は、議案書記載の農地が、その経過や現況を踏まえ、非農地であることを証明しようとするものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、担当委員等の調査報告を求めます。 まず、門田班担当委員より報告をお願いします。
（推進委員11番） 島影 盛継 委員	推進委員11番 島影 盛継より、議案第37号について報告いたします。 申請の詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、柿畑として申請者の父が耕作しておりましたが、平成17年にその父が亡くなり、翌年に柿の木を伐採して以降、原野化しているものであり、地目変更登記を行うための証明申請であります。 なお、これは合同調査でありまして、8月19日午前9時30分から、農地部より折笠部長、渡部副部長、古川委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明確認書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長の調査報告をお願いします。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	農地部で調査を行った結果、何ら異議がないことをご報告いたします。
議長（会長）	門田班担当委員及び農地部長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございますか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第37号 現況確認証明について は、現況確認証明書を交付することにご異議ありませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第37号 現況確認証明について は、現況確認証明書を交付することといたします。
議長（会長）	次に報告に移ります。 報告第20号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、報告第22号 各種証明に係る交付事務について、報告第23号 農地の地目変更登記に係る照会への対応について、報告第24号 買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条第1項の規定による許可処分について は、事務局より報告願います。
農業委員会事務局	報告第20号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、ご報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの9案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し、同条第2項により報告するものであります。 次に、報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これら2案件の届出内容につきまして審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し、同条第2項により報告するものであります。 なお、都市計画法上の留意事項といたしまして、備考欄のとおり意見が付されております。 報告第22号 各種証明に係る交付事務についてであります。 詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。 これらの2案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の権利の設定・移転及び地目変更に係る登記手続等のため証明書を交付するものであり、事実と相違ないことを確認できたことから、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し証明書の交付を行い、同条第2

農業委員会事務局 (局長)	項により報告するものであります。 次に、報告第 23 号 農地の地目変更登記に係る照会への対応について、ご報告いたします。 詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、「現況地目が非農地」である と確認できたことから、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決 処分し回答書を送付したところであり、同条第 2 項の定めにより報告するものであ ります。 報告第 24 号 買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第 3 条第 1 項の規定に よる許可処分について、ご説明申し上げます。 まず経過につきましては、令和 6 年 2 月 21 日開催の第 2 回総会での議決により 農地の公売に係る買受適格証明書の交付を受けた者が、過般 7 月 17 日、会津若松 市役所にて執行された 2 回目の入札において最高価買受申出人となったところであ ります。 一方、「福島県農地法関係事務処理の手引」では、総会においては「買受適格を 有することを証明すること」に加え、「最高価買受申出人となり、第 3 条許可申請 書を提出した場合は、会長が証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を 除き許可すること」を併せて議決する旨が定められており、本来であれば最高価買 受申出人の決定に伴い、速やかに第 3 条の許可決定がなされるべきところでありま した。 なお、証明書の交付時と事情が異ならないと認められること、さらには、許可証 の交付が遅れることにより土地の引き渡しなど円滑な公売手続きに支障をきたすお それも想定されることから、7 月 26 日、会長決裁により許可を決定し、今般、第 8 回総会に報告するものです。 今後は手続に誤りのないよう対処いたしますので、ご理解よろしくお願いいたし ます。 議長（会長） 報告でございます。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会とい たします。 (午後 2 時 15 分 閉会を宣言する。)
--------------------------	--

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和 6 年 8 月 21 日

会津若松市農業委員会 会長 渡 部 政 美

農業委員 9 番 多 田 善 信

農業委員 10 番 室野井 建 一